

地域枠制度の趣旨尊重と適切な対応に関する申合せ
(北海道大学・旭川医科大学・札幌医科大学)

1 趣旨

本申合せは、北海道大学、旭川医科大学及び札幌医科大学（以下「三大学」という）が、北海道全体の医師不足の解消及び地域医療の安定性確保という共通目的の使命のもと、旭川医科大学及び札幌医科大学が設置する大学独自の地域枠制度（大学独自枠制度）の趣旨を尊重し、制度の健全な運用と大学間の信頼関係の維持を図るため、相互に協力し、適切に対応することを確認するものである。

2 申合せ事項

三大学は、以下の事項について相互に申合せ、協力して対応するものとする。

- (1) 大学独自枠制度の趣旨を尊重し、積極的な勧誘を行わず、制度遵守に向けた研修医等への適切な説明・指導を行うこと。
- (2) 出身大学が異なる者の採用に際しては、当該者が大学独自枠制度により入学した者であるか否かについて、当該者に確認する。また、必要に応じて出身大学に確認し、制度の趣旨と義務を踏まえて適切に対応し、当該者の専門医プログラムの登録については、日本専門医機構が示した「地域枠および従事要件のある専攻医の取扱いについて」（2023年10月23日）を遵守すること。
- (3) 大学独自枠制度該当者のキャリア形成にあたっては、制度の趣旨に沿った形で支援と助言を行うこと。
- (4) 以上の確認・説明のプロセスを踏まえた上で、出身大学以外での専門研修を希望する場合は、当該者の道義的責任や道外流出による地域医療体制への影響を考慮し、当該者のキャリア形成を配慮しつつ、関係者間（大学、研修医、専門医機構等）で情報共有と協議を行い、適切な対応を目指すこと。
- (5) 入学時の確約に関わる道義的責任は応募者本人に帰属するものとする。
- (6) 地域医療体制の維持に向け、三大学及び関係医療機関が、北海道の意見を参考に、北海道全体の医療体制を守るという共通の公益的目的のもとに、相互の信頼と協調に基づく対応を行うこと。

令和8年2月5日

北海道大学病院

病院長

南須原 康行

旭川医科大学病院

病院長

東 徳良

札幌医科大学附属病院

病院長

渡辺 毅

<参考>

地域枠および従事要件のある専攻医の取扱いについて

(日本専門医機構 2023年10月23日)

地域枠で入学した医師の地域医療に対する貢献は極めて高く評価されており、今後も地域医療の発展のためにはなくてはならないものであることは各方面の一致した見解である。

したがって、地域枠出身者の地域定着は地域医療としても重要な課題になっていることは、地域医療を担う大学・医師会・自治体などが積極的に考えていくべきものと思われる。

一方で、都道府県もしくは当該大学との間の不同意のままの地域枠医師の従事要件からの離脱が問題となっている。しかし、最近の調査では離脱率も極めて低くなっていることが確認されている。都道府県もしくは大学の努力によるものと敬意を表す。

しかし、少数ながら不同意のまま従事要件から離脱する専攻医が存在することも事実である。

プログラム統括責任者におかれては、地域枠の医師の専門研修プログラムについて、十分に地域医療を担う大学・医師会・自治体との協議の上、従事要件に適合しかつ充実したプログラムの作成をお願いしたい。

問題は不同意のまま従事要件から離脱して専門研修を開始し終了した場合に、それを「専門医として認めない」として過去に掲載した本機構のホームページ上の文言である。

本来は、その前の時点で、プログラムの修正などを求めるとしたものが、「認定しない」と読み取られかねないことに問題が生じた。

そこで、不同意離脱に対する本機構の態度を再度検討し、以下のように訂正する。

1. 本案件はあくまで都道府県もしくは大学と専攻医の間の“取り決め”であることから、当事者同士で十分な検討がなされるべきものとする。
2. 日本専門医機構は専攻医の専門研修の充実を図るべくプログラム統括責任者に依頼する立場である。
3. 当事者同士の協議で合意できなかった場合は、日本専門医機構は当該都道府県もしくは大学とともにプログラム統括責任者にプログラムの再考を促す。
4. 日本専門医機構は、都道府県もしくは大学から不同意のままのプログラムであるという指摘があった場合は、都道府県もしくはプログラム統括責任者と専攻医の間で解決できるような橋渡しをする努力をする。
5. プログラムが進行した後で、都道府県もしくは大学から不同意のままのプログラムであるという指摘があった場合には、日本専門医機構は専攻医が不利にならないよう改めて関係者間（都道府県、大学、基幹病院、プログラム統括責任者、専攻医当事者）による協議の場を設ける。
6. 日本専門医機構は、専攻医が、こうした協議による解決策に応じることを期待するものである。しかし、解決が得られず、不同意のまま離脱した場合は、専攻医はその医療機関プログラムの研修は専門研修とは認められず、専攻医を採用した医療機関は、次年度の定員を減らす。

なお、産業医科大学などを卒業し従事要件の課せられている専攻医についても、上記に準じて対応するところである。

1. ～ 5. については本紙公表時点から、6. については2024年度専攻医採用及び本紙公表以降のプログラム等の異動※から適用するものとする。

(※) 既に専門研修プログラム等に参加している専攻医が、別のプログラム等に異動すること。

以上